

御意見及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
原料に関する御意見	・原料の水については、佐賀県内で採水されたものとされているが、水道水における採水地はいずれの場所と定義されますか？ダム、ポンプ場、浄水場などの施設の所在地でしょうか？ 国税庁の地理的表示には同様の採水地の定義が見られますが、きちんと運用できているか疑問です。	・「採水地」は、原料の水を酒類製造者が自己の管理下においた場所と考えています（例えば、水道水の場合は、酒類製造者の敷地等に設置した給水用具の場所であり、地下水の場合は、井戸などの場所です。）。
名称に関する御意見	・「佐賀」より「肥前」の方が歴史も感じられおいしそうなイメージですが。	・地理的表示の名称や産地の範囲、酒類の特性については、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。